

## 全学公認団体に準ずる団体資格の新設について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年3月22日）

これまで、全学公認団体となるための申請手続きの負担（顧問探しや3年以上の活動報告書の提出など）が大きく、かつ全学公認団体となることによるメリットが小さかったため、有意義な活動をしている団体であってもあえて公認のための手続きをとらないことがありました。しかしながら、京都大学立看板規程の制定に伴い、学内の学生団体が非公認団体であることにある程度のデメリットが生じるようになりました。これは学生の文化的で有意義な課外活動の妨げになりかねません。そこで、顧問なしでも全学公認団体に準ずる扱いを受けることのでき、かつ短期間で認定される、全学公認団体に準ずる団体資格（「準公認団体」、「届け出団体」など）を新設することを要望します。よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018年4月4日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

ご要望については、1つのご意見として承ります。